

監督署通信

職場に飛び交う愛言葉

## ご安全に!



Safe Work おおいた 2018 ▶ 2019

## 年末年始無災害運動

START!

12月1日 から 1月15日 まで

ご安全に！ 年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい中、大掃除や機械設備の保守点検・再始動などの非定常作業が多くなります。

このため、各職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業時の安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要になります。そこで、大分労働局では「Safe Work OITA 平成30年度年末年始無災害運動」を展開し、労働災害の根絶に向けた取り組みを行います。

また、大分監督署管内の過去3年の年末年始(12月～1月)の労働災害発生状況(右図)をみると、毎年100件前後発生し、2年連続で増加していること、建設業では毎年死亡災害が発生していることなどの特徴が認められます。

のことから大分監督署では、上記運動期間中に監督署長パトロール、一斉の臨検監督などに取り組みます。事業場の皆様におかれましては下記実施事項を確実に実施していただきますようお願いします。

**事実** ①経営トップによる安全衛生方針の決意表明 ②安全の見える化運動の実施  
**業施場事の項** ③年末の大掃除等を契機とした4Sの徹底 ④年始の作業再開時の安全確認の徹底  
⑤KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底 など

大分署 年末年始の労働災害件数  
(件) (12/1～1/31発生・休業4日以上)



## 10月末現在 労働災害発生状況

大分監督署	平成30年		前年同期		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	2	489	8	476	▼6	13
業種別内訳						
製造業		77	1	60	▼1	17
建設業	1	92	4	90	▼3	2
運輸交通業		56		42		14
農林業		10		12		▼2
商業	74	2	79	▼2	▼5	
保健衛生業		59		51		8
接客娯楽業		42		57		▼15
清掃・畜産業	34	1	36	▼1	▼2	
その他第三次	1	41		40	1	1
(第三次産業)	1	250	3	263	▼2	▼13

※ 労働者死傷病報告(休業4日以上)の受理件数を集計したもので、死傷件数には死亡件数を含む。

※ 鉱業、貨物取扱業、畜産水産業は業種別内訳に表示していない。

死亡災害は減少していますが、硫化水素中毒が発生するなど重篤な災害が後を絶ちません。

金属製品製造業(前年比214%)、道路旅客運送業(同400%)及び社会福祉施設(同159%)では、労働災害の増加傾向が継続しています。



2019年分の受付がはじまりました

## あなたの職場の安全宣言

提出様式はこちらから 安全宣言 2019

検索

大分監督署管内「安全宣言」運動の取り組みの一環として、2019年の安全衛生に関する宣言を受け付けています。

職場で重点的に取り組む安全衛生対策を事業場内外に宣言するこの取り組みは、年々参加事業場を増やしており2018年は435事業場から安全宣言の提出を受け付けました。

今回、安全宣言を提出いただいた事業場には、2月26日(火)に開催予定の交付式で「安全宣言確認証書」を交付するとともに、次号の監督署通信において事業場名を公表します。

つきましては、各事業場の安全衛生委員会又は社内会議の決議の下、2019年中に重点的に取り組む安全衛生対策の重点事項を定め、その施策を展開する旨を「安全宣言実施報告書」(様式第1号=大分労働局HPから印刷できます)により大分監督署長あて提出願います。



受付期間 11/1～12/28 提出方法 郵送・FAX可



## よくある質問にお答えします 墜落制止用器具編

### 新規格適合器具



現在、販売されているハーネス型安全帯で新規格に適合するものはありませんか？

墜落制止用器具の構造規格は**平成31年1月に告示**されます。

なお、現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）は2022（平成34）年1月1日まで使用できます。



### 現場監督・発注者の使用義務



建設現場の現場監督や発注者にも、墜落制止用器具を使用する義務がありますか？

現場監督員や発注者の労働者であっても、高さ2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端等で手すり等の設置が困難な箇所において**作業を行う場合は**、墜落制止用器具を使用する等の措置が必要です。

なお、通行・昇降（昇降用設備の健全性を確認しながら昇降する場合含む）は作業と区別され、使用義務はありません。

使用  
+  
着用



### 特別教育

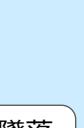


特別教育の実施に経過措置はありますか？



ハーネス型安全帯使用作業特別教育に関する特段の経過措置は設けていません。

施行日以降、当該特別教育の対象業務（※）に未修了の労働者を就かせた場合は法令違反となります。



足場の組立て等**作業主任者技能講習**の修了者は、足場の組立て等**特別教育受講者**と同様に、当該特別教育の科目の一部を省略できますか？



足場の組立て等**作業主任者技能講習**修了者であっても、足場の組立て等**特別教育**修了者に認められるハーネス型安全帯使用作業特別教育の科目省略はありません。

### ※ハーネス型安全帯使用作業特別教育の対象業務

高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場所で、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業（ロープ高所作業を除く）

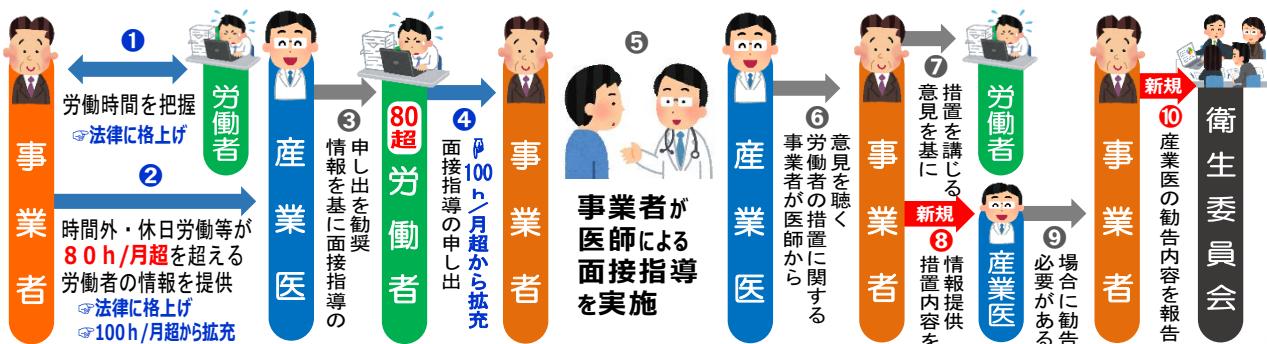


## 解説 働き方改革関連法～魅力ある職場を目指して～

平成31年4月1日から順次施行

### 長時間労働者に対する面接指導の流れが変わります

労働安全衛生法の改正 平成31年4月1日施行



### 全ての企業で年次有給休暇を取得させることが義務になりました

労働基準法の改正 平成31年4月1日施行

- ✓ 年次有給休暇を年10日以上付与される労働者に**年5日**付与しなければなりません。
- ✓ 使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定してください。



- ✓ 対策例として、半年間は何もせず、半年経過時点で年次有給休暇の取得が進まない労働者に面談等を行い、希望日を聴取した上で時季を指定する等の方法があります。



過去の状況から年5日以上取得するであろう労働者

基本的に、何もする必要はありません。



過去の取得状況が年5日未満の労働者

適宜聴取した上で、時季指定により、年5日取得させる必要があります。